

〈祈りのために〉

彼（新共同訳：権威者）は、あなたに益を与える（新共同訳：善を行わせる）ための神の僕なのです。（口語訳ローマ13章4節）

ロマ書の13：1—7から御言葉を聞きましょう。この世界には、権威というものがあります。「上に立つ権威」は広い意味をもっていますが、ここではこの権威を国家ということにいたします。信仰者だからという理由で、権威を軽んじる、あるいは無視することはできません。

それでは権威とは何でしょうか。この世界は被造物であって神ではないし、神の代理でもありません。ヘロデ・アグリッパ王は、神として称賛されましたが、栄光を神に帰さなかったために打ち倒されました（行12：20-23）。権威とは神によって立てられたものです。神の僕であり、神に仕えるものです。昔の王や天皇は、神であると主張している場合が多くありましたが、どのような権威であっても、「神に仕える僕」なのです。パウロの当時のローマ帝国の権威は非常に大きなものでしたが、そうであっても、それは神の秩序に定められた限界の中での権威ということです。

それでは権威の務めは何なのでしょう。善き業をほめること、悪い業を罰することが、その務めであって、行いをさばく務めです。人の心の中の信仰や思想をさばく務めを権威に与えているとは言われていません。上に立つ権威は、あくまでも外に現れている行いをほめる、あるいは取り締まる、あるいは支配するのであって、その行いの動機、思想あるいは考えを処罰したり、ほめたりすることは許されていないのです。Iペトロ2：14にも、「悪を行う者を罰し、善を行う者を賞する」ためのものとあります。

パウロはローマ帝国の権威によって、ユダヤ人の迫害から何度も助けられました。しかし、一方では、ローマ人にむちで打たれたことが三度（IIコリント11：25）あったとも語っています。パウロは「上に立つ権威」に従えと命令しておりますが、権威が、神の定めを行い、現実的・地上的な利益を国民に与える（13：4）限りであると語っております。パウロは国家が悪を行うこと、たとえば信仰者を迫害することを経験しております。権威が行うことには間違いがないなどは語っておりません。たとえば「ローマ市民である私を間違っただけで投獄したからには、長官たちが自分でここに来てわびなければならない」（行16：37-39）と抵抗しています。権威が利益を与えるためにあるということは、利益を与えなかったり、搾取や迫害ばかりを行う国家は「上に立つ権威」ではないということになります。上に立つということは、神に対しても人に対しても義務を負うということになります。一方、国民が税を納めるなどの義務を果たさなければならないのは、国家から利益を得ていることによるのであって、他の理由ではありません。上にある権威のために祈ることを私たちは勧められております。

（祈り）主なる神さま。上よりの権威が、神さまの僕としての働きをなすことができますように。私たちも、上よりの権威をよりよくし、益を受けるために働くことができますように、お導きください。

栗田英昭（多摩ニュータウン永山伝道所牧師、大会靖国神社問題特別委員会委員）

個人にとって国家とは？

野上盛茂(鎌倉栄光教会執事)

昨年(2011年)の12月、東舞鶴を65年振りに訪れた。ここは戦後の1946年6月に、両親と当時14歳の私と1歳になったばかりの弟の4人家族が、やっとの思いで旧満洲から引揚げたときの上陸地であって、この場所は私たち家族に新しい再生の命が与えられた場所のように、私には思えるのだ。私は本年1月には傘寿という人生の節目を迎えるので、これまでの半生を顧みて残された時間を如何にして過そうかと、考えるためにも東舞鶴を訪れたかったのだ。

先ず、1988年4月に開館した舞鶴引揚記念館に向った。館内には当時の新聞記事・写真・日用品などが展示されていた。展示写真を見ていると、当時の記憶が甦ってきて目頭が熱くなることもあった。展示資料は一般邦人関係のものより、旧ソ連邦のラーゲリ(収容所)での悲惨な抑留生活の資料や写真の方が多く展示されてあった。更に、収容所内の抑留生活の実体がリアルにわかるように、人形を配したセットもあった。

他の団体にガイドが説明しているのを側で聞いていると、抑留生活で強制労働を強いられたことを強調した語り口のように思えた。しかしながら「なぜ強制労働を強いられたのか」、その要因については全く触れられていないことに、私は不満を抱いた。それは、以下のことが念頭にあったからである。



捕虜になり長春の大通りを行進する日本軍

1993年7月5日頃にロシア国防省参謀本部公文書館で、ソ連側が関東軍総司令部から押収した重要書類が発見されたことが、7月6日の神奈川新聞で報道された。そこには「日本将兵の使役申し出、関東軍がソ連軍に」の見出しで報道されていた。その中に、関東軍総司令官からワシレフスキーソ連軍総司令官に送ったとみられる書状が見つかったとあり、「ソ連軍の経営に協力するように使っていただきたい」とか、「武装解除した軍人や一般人で希望者は土着せしめ、日本国籍を離るるも支障なきものとす」などの文言があったことが報道された。8月13日の神奈川新聞には、「邦人180万人大陸に“棄民” 旧日本軍が方針、天皇制維持で計画か」と書かれていた。

それは、昭和20年7月、昭和天皇から対ソ和平工作を命じられた近衛元首相が作成した天皇制維持を目的とする「和平交渉の要綱」に盛り込まれている。“棄民棄兵”政策は参謀本部や関東軍の独断でなく、国(天皇)の政策であったことは明らかだ。「昭和天皇独白録」を読むと、それが手に取るように判る。

1936年、広田弘毅内閣の時、七大国策の柱の一つとして「満洲移民二十ヶ年百万戸計画」を決定。翌年の1937年には、「満洲開発五ヶ年計画」がスタートしたと伝えている。こうして、国も行政も学校までも、満洲を民族協和・王道楽土の新天地だと言ってきた。学校では満洲国の国民は「五族協和」(日、満、漢、モンゴル、朝鮮)と言って、対等であると教えられた。だが現実には言葉の上だけであった。

事実はまったく逆で、日本政府・国家の意思は終戦を迎える以前に、天皇制護持の目的を全うするために“棄民政策”の方針が取られていたのだ。私は“棄民”の文字を見て、国家に対する私の意識は変化した。一度「国家から棄てられた」という思いは、そう簡単には改められない。

満州から在留邦人の引き揚げが開始されたのは、終戦の翌年の5月であった。私たちがどうして終戦の8月15日から9ヶ月余りも待たされなければならなかったのかと、疑問を抱くことは当然ではないだろうか。私は、国家たるものはたとえ外交権が失われていても戦後処理・在留邦人の保護や帰還のための折衝などへの尽力は当然してくれるものと思っていた。しかし、国家は何も働きかけていなかった。

私たちが引揚げて来られたのも、1946年に連合軍総司令部(GHQ)が日本政府に対して「引揚げに関する基本指令」を発令したからだ。終戦後二ヶ月も経過したにもかかわらず、外務省の一般邦人の帰還業務がすこしもはかどらないため、GHQは外交に不向きな厚生省を責任官庁に指定した。終戦時に国がしっかり対応していれば、母方の祖母も引揚げ時の事故もなく、無事に連れて帰れたかも知れないと残念でならない。

個人にとって、そして私にとって、国家とは何だったのか。以前に「国家有機体説」という言葉に出くわして、『大辞林』で調べたことがあった。そこには「国家有機体説とは、国家を一つの有機体とみる学説のことで、国家は独自に成長発展する生物のような存在であり、国民はそれ自身では生命を維持できない一つの細胞として、ごく一部の機能を担うに過ぎない」と説明されていた。まさに私たちは、国家の一つの細胞とされているのかもしれない。私はこれらの事実を知って、日本人としての同一性を拒否したくなった。というのは靖国に代表されるように、日本は天皇制護持のために命を捧げた者を祀るところだ、と私には思えてならないからだ。

私は日本で生れたが、今後は地球人として生きて行こうと決意した。昨年3月11日の東日本大災害で、世界の人々が国境を越え民族という垣根を越えて被災した人々の支援をしようと、心を一つにしようとして立ち上がった。これこそ皆地球人なのだと思う。ここから、世界は一つの共同体だと気付いて争いをなくし、世界平和を実現して行くことが、主のみ旨に適うことではないだろうか。

<ヤスクニ・ニュース>

「天皇」巡り各党が意見表明

衆議院の憲法審査会は、「憲法改正」の必要性について章ごとに議論を始めた。初回の24日は、天皇を元首とすることと皇位の継承などを巡って、各党が意見を表明した。

民主党「民主党としてまとまった意見はないが、皇位継承を巡って皇室典範を改正するのであれば、国民投票を行うべきではないか」（山花郁夫）。

自民党「天皇は元首だと対外的にも明確にすべきだ。皇位継承については、現在の皇室典範の規定のままでよい」（中谷元）。

公明党「第1章について改正の必要はない。皇位継承を定めた皇室典範については、大いに議論をする必要がある」（赤松正雄）。

共産党「個人が世襲で日本国民統合の象徴になる仕組みは、民主主義や平等の原則に合わない」（笠井亮）。

新党きづな「象徴ととらえるべきで、改正の必要はない」（渡辺浩一郎）

社民党「天皇を元首と明記すべき主張に反対。天皇は元首でも君主でもない」（照屋寛徳）。

みんなの党「天皇は元首であると明記すべきだ」（柿澤未途）。（NHK5月24日）

国旗損壊に刑事罰案（自民）

自民党は25日の総務会で、日章旗を傷つけた際の罰則を定める「国旗損壊罪」を盛り込んだ刑法改正案を了承した。「日本国を侮辱する目的で国旗を損壊、除去、汚損した者」に2年以下の懲役または20万円以下の罰金を科す。近く国会に提出する。

（日経5月25日）

韓国最高裁(大法院)、強制徴用で「日本企業に賠償義務あり」と判決

韓国最高裁は、日本の植民地支配期の強制徴用被害者に対する日本企業の損害賠償を命じた判決を下した。判決文では「1965年の韓日請求権協定は、日本の植民地支配に対する賠償を請求するための交渉でなく、

両国間の財政的・民事的債権・債務関係を政治的合意によって解決するためのもの」とし、「韓日請求権協定の適用対象には、日本が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為による損害賠償請求権が含まれると見ることはできないため、徴用被害者の訴訟請求権は消滅していない」とした。

日本の最高裁判所は2003年と2007年、原告敗訴の判決を下し、「韓国人に対する日本の植民地支配は合法的である。日本が国家総動員法と国民徴用令を韓国人に適用するのは有効」と主張しているのに対し、韓国最高裁は、

1. 日本の最高裁判所が下した敗訴確定判決は承認できない。
2. 日本の植民地支配期に徴用した旧三菱と現在の三菱、旧日本製鉄と現在の新日本製鉄の同一性が認められる。
3. 韓日請求権協定の締結では、徴用被害者の請求権は消滅していない。
4. 民事上、債権請求の消滅時効は成立できない。

日本の植民地支配期に、軍人や肉体労働者として強制徴用され被害を受けたと届け出た韓国国民は、全国に22万4835人いると集計されている。（東亜日報5月25日）

<大会ヤスクニ委員会からのお知らせ>

靖国神社問題全国協議会（2011年10月11日）での石浜みかる氏の講演記録を、各教会・伝道所に3部ずつお送りいたします。さらに冊子を希望する方は、200円×注文部数+送料をお願いいたします。多摩ニュータウン永山伝道所に注文してください。

689号 ヤスクニ通信 2012年6月10日
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人 加藤正勝 編集人 川越弘
印刷・発行 栗田英昭
（多摩ニュータウン永山伝道所）
〒206-0025 東京都多摩市永山1-16-11
TEL&FAX 042-376-9514